【資料4】

印西市

「コミュニティ・スクール」

導入推進計画

令和６年１２月　印西市教育委員会

―目　次―

Ⅰ．コミュニティ・スクールについての基本的な考え方…… 1

Ⅱ．導入により期待される効果、広がる可能性 …… 3

Ⅲ．導入における準備体制…… 4

Ⅳ．導入に向け、教育委員会が行うこと …… 5

Ⅴ．導入に向け、学校が行うこと…… 6

Ⅵ．導入スケジュール・工程イメージ …… 7

関連法令について（国の方針）

平成２９年３月

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」４７条の６の改正（同年４月施行）

☞学校運営協議会の設置について、各都道府県各市町教育委員会に対して努力義務を課し、全公立学校に設置を目指すための改正を行った。

平成３０年６月閣議決定

「第３期教育振興基本計画」

☞地域の教育力の向上や地域の連携・協働のために、学校運営協議会制度をすべての公立学校において導入することを目指し、各地域における推進を担う人材の確保・育成などを通じて、コミュニティ・スクールの導入の推進及び運営の充実を図る。

令和４年３月

「コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議の最終まとめ」

☞教育長のリーダーシップの下、教育委員会が主体的・計画的にすべての学校への導入を加速する。

《教育委員会による導入計画の策定等》

Ⅰ．コミュニティ・スクールについての基本的な考え方

コミュニティ・スクールとは地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 に規定する学校運営協議会を設置している学校のことをいいます。コミュニティ・スクールは、学校運営に対して保護者や地域住民が参画し、学校運営協議会を通して教育に対する課題や目標を共有し、熟議することで、地域と一体となって子どもたちを育む学校づくりをすすめる仕組みです。学校運営協議会は、コミュニティ・スクールの中核を担う合議制の組織となります。

印西市のコミュニティ・スクールでは学校・保護者・地域・行政がつながり、子どもや大人、地域がともに育ち合う「地域づくり」「人づくり」「学校づくり」を目指します。

(1) なぜ、コミュニティ・スクールを導入するのか

近年、子どもたちや地域社会の環境が大きく変化し、学校に求められる役割も変わってきています。グローバル化、地方創生、状況に応じたきめ細かい学習支援、生徒指導上の課題への対応や専門性を必要とした事案、学校安全の確保など、学校を取り巻く課題はますます複雑化・困難化しています。

印西市教育振興基本計画には、基本方針として「子どもたちの生活の場である学校、家庭、地域が連携強化し、未来を拓く子どもを育む教育の推進」と示されています。

コミュニティ・スクールを導入することにより、今後、地域の多くの人が学校づくりに参画し、地域と一体となり、地域とともにある学校づくりが進むものと考えます。また、このことは未来を担う子どもたちの豊かな成長を支えるため、社会総掛かりでの教育の実現を求める学習指導要領の趣旨にも合致します。

(2) 社会に開かれた教育課程とコミュニティ・スクールの推進

これからの時代に求められる教育を実現していくためには、「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という理念を学校と社会が共有し、社会との連携及び協働により、その実現を図っていく「社会に開かれた教育課程」が重要であり、その具現化を図るため、コミュニティ・スクールの導入を進めていきます。そのため、学校運営協議会を各学校（地区）に設置し、学校が主体性を維持しつつ、地域とともにある学校として運営することにより、子どもたちに自然な形で「社会性・市民性」や「人間性」を育み、そして地域もさらによりよくなることを目指していきます。

(3) 本市における学校運営協議会の機能について

1. 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
2. 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる
3. 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項（分限及び懲戒に関する事項を除く。）について、教育委員会に意見を述べることができる
4. 学校評価（学校関係者評価）を行う

＊任用とは、学校の課題解決や教育活動の充実のために校内体制の整備充実を図る観点から、学校と学校運営協議会が実現しようとする教育目標等にかなった人材を求めることです。特定の職員の採用任用に関すること、分限及び懲戒に関することではありません。

(4) 本市におけるコミュニティ・スクールの導入スケジュール

印西市では、令和７年度に１校(地区)へ導入、検証を行います。令和８年度から、段階的に導入を進め、令和 10 年度末には、全小中学校へコミュニティ・スクール導入を目指します。

R６年度	R７年度	
・導入推進計画策定	・先行導入校（地区）1校（地区）導入 ・次年度の導入準備	・令和 10 年度末には、 すべての小中学校に導入(目標)

検証・段階的に導入

Ⅱ．導入により期待される効果、広がる可能性

コミュニティ・スクール導入により次のような効果が期待され、さらに、関わる様々な方々にとって有意義な仕組みとなり得ます。

１．教育活動の目標・ビジョンが共有される
２．教育活動の持続可能な仕組みが構築される
３．教育活動の役割分担と当事者意識が生まれる

コミュニティ・スクールは、学校を運営する上での課題や教育活動に対して、広く保護者や地域住民が参画し、育てる子ども像や教育活動の在り方を共有し実践する仕組みです。

目的やビジョンを共有することにより、子どもたちや教職員が地域の皆さんとの関わりを深め、地域においての子どもが当事者として活動する取り組みを充実するなかで、子どもも大人も学ぶ力と主体性、社会性を育む仕組みとなり得、学校を含めた地域全体に効果が広がる可能性があります。

(1) 児童生徒にとっての可能性

・地域の多様な人との関わりから社会性や人間性の成長
・体験活動の充実・学びの広がり
・地域社会の担い手としての自覚の高まり
・地域の力による防犯、防災などの対策による安全・安心の環境充実

(2) 保護者にとっての可能性

・保護者同士や地域の人とのつながりの深まりや広がり
・地域の力と協力した子どもたちの健全な成長を促す活動、教育活動の充実
・地域全体で子どもが育てられているという安心感
・学校や地域への理解による家庭教育の充実

(3) 地域にとっての可能性

・子どもの成長に関わることで生まれる自己有用感や新しい学び
・学校を核とした地域教育力の再構築
・地域企業における人材確保や、企業人材の育成
・学校と連携した地域の防犯、防災体制の構築

(4)　学校にとっての可能性

・学校運営に対する地域の支援と理解が得られる
・多様な人材や地域組織との協働による教育活動や教育整備の充実
・地域課題を知る機会から職員のスキルアップ
・地域の協力により、子どもに向き合う時間の確保

Ⅲ．コミュニティ・スクール導入における準備体制

(1)　導入に係る事前会議等

《教育委員会における打合会議》

予算調整と印西市におけるコミュニティ・スクールの導入に必要な制度設計や整理を行い、導入に向けた全体スケジュールの調整を行います。

《推進会議》

該当校管理職と市教育委員会担当の調整会議。推進会議は、校区にあった体制の検討と運営委員会の人選を検討し、校区における導入スケジュール調整を行います。

《校区準備会》

学校運営協議会開催に向けての学校代表、地域代表等、市教育委員会担当との準備会。校区準備会では、学校運営協議会の企画・運営等の準備を行います。

(2)　導入スケジュール

《令和６年度》

◆コミュニティ・スクール導入推進計画を策定し、周知する。

◆先行導入校（地区）を１つ選定して、次年度学校運営協議会設置の準備を行う。

《令和７年度～》

◆先行導入校（地区）の学校運営協議会を設置する。

◆学校運営協議会における成果と課題の検証を行う。

《令和８年度～令和 10 年度》

◆段階的に学校運営協議会を設置し、令和 10 年度末（目標）には、

市内全小中学校に学校運営協議会を設置する。

Ⅳ．コミュニティ・スクール導入に向け、教育委員会が行うこと

（１）教育委員会規則の準備

○学校運営の基本方針の承認に関すること（項目等）

○委員の任命に関すること（人数、対象者、任期等）

○守秘義務に関すること

○対象学校職員の任用に関すること

（２）学校運営協議会委員の任命の準備

○校長からの意見聴取

○委員の選定

○任命書の様式等の準備

○任命の時期及び任命方法の検討

（３）学校運営協議会委員報酬の準備

○報酬に係る条例、規則の整備

○予算措置

○議会の承認

○支払い等に係る準備

（４）説明会・研修会等の実施

○学校の管理職・教職員に向けての制度の周知と研修

○学校運営協議会委員に向けての制度の周知と研修

○保護者・地域住民・地域ボランティア団体等に向けての制度の周知

○総合教育会議等を通じた首長部局との連携協力体制の構築

Ⅴ．コミュニティ・スクール導入に向け、学校が行うこと

（１）コミュニティ・スクールへの理解を深める

○校内研修や県･市主催の研修会等を通して、コミュニティ・スクール設置の目的や仕組み、運営方法などについての理解を深める。

○コミュニティ・スクールの導入によって、どのような課題を解決できるのか、どのような学校にしたいのか、といった目標やビジョンについて検討する。

（２）学校運営協議会の体制づくりを行う

○教員・保護者組織や既存の学校支援ボランティア組織等を生かすなど、学校や地域の実情に応じた組織づくりを行う。

○地域連携を担当する教職員の明確化等、校内組織の整備を行う。

○開催回数や協議事項等について検討し、次年度の年間計画の中に組み入れる。

（３）保護者や地域へコミュニティ・スクールを周知する

○教員・保護者組織役員会や地域の会合等で、地域の代表者との意見交換を行い、理解や協力を得る。

○保護者へは、学校便りや広報誌、保護者説明会などで周知し、理解を得る。

○地域への広報を行うとともに、地域学校協働活動との連携を目指し、学校支援団体等の関係機関にも周知する。

（４）委員を選定する

○教育委員会規則に則り、各学校の実態に合わせて委員の人数を定める。

○目的に対して、建設的な議論ができ、校長とも協力していける委員を選定する。

○会長・副会長については、会議の中心となり円滑に進行できる委員へ打診する。

【資料4】

Ⅵ. 導入スケジュール・工程イメージ

教育委員会	学校関係
（１１月頃） ・政策調整会議、教育委員会定例会（12 月上程）を経て、印西市「コミュニティ・スクール」導入推進計画の承認 ・予算措置 ・設置の決定	（１１月頃） ・学校運営協議会設置に向けて導入校教職員へ周知（職員会議等） ・学校運営協議会設置の意向決定（同意書の提出）
（１２月頃） ・教育委員会定例会 ・必要に応じて教育委員会が説明 ・必要に応じて教育委員会が支援 （推進会議）	（１２月頃） ・保護者や地域住民への説明と周知（学校便り・HP、保護者会など） ↓ ・学校運営協議会の組織体制づくり、委員候補者の選定 ↓　（推進会議） ・学校運営協議会の委員候補者への打診（承諾書の配布と回収）
（３月頃） ・委員に対する研修の実施 （学校運営協議会の役割や責任、委員の身分等について） ・定例教育委員会で審議・報告 ・学校運営協議会委員を任命 ・学校運営協議会委員任命書作成 （校区準備会議）	（２月頃） ・承諾書をもとに学校運営協議会の委員の「推薦書」作成 ・教育委員会への提出 ・学校運営協議会準備 （校区準備会議）

令和７年度：先行導入校（地区）設置　《４月以降》第１回学校運営協議会を開催→各委員へ任命書交付

令和６年度：導入推進計画策定、先行導入校(地区)１つ選定

令和７年度：先行導入校１校（地区）導入

～ －検証を行いながら、段階的に導入－

令和 10 年度：全小中学校導入(目標)